

令和8年10月7日

パブリック・コメント実施中

条例の改正等について、市民の多様な意見を十分考慮した上で最終的に決定するために、パブリック・コメントを実施しています。

記

1. パブリック・コメント

(1) 対象案件 ※内容、特徴等については別紙のとおり

No.	名称	担当課
1	福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例(改正)	環境政策課
2	産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例(制定)	廃棄物対策課

(2) 意見の提出期間

令和8年9月25日（金）～令和8年10月26日（月）

(3) 素案の閲覧方法

- ①市ホームページ
- ②閲覧場所 各担当課、広聴広報課、市民情報室、各支所・出張所、各学習センター、市民活動サポートセンター、西口行政サービスコーナー、アクティブシニアセンター・アオウゼ、こむこむ館、市立図書館

(4) 意見の提出方法

- ①市ホームページから専用フォームで
- ②上記閲覧場所に備え付けの用紙に必要事項を記入し、持参か専用の封筒で郵送またはファクスで

(5) 意見を提出できる方

- ①本市に住所を有する方
- ②本市に事務所又は事業所を有する方
- ③本市に存する事務所又は事業所に勤務する方
- ④本市に存する学校に在学する方
- ⑤その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する方

(6) その他

いただいたご意見とそれに対する市の考え方については後日公表いたします。

担当：広聴広報課
課長 守山 主任 藤川
電話 024-563-7488（直通）

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する
条例改正に向け、パブリック・コメントを実施しています。

環境部

環境政策課

目指す姿	市民の生命及び財産を守り、本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐとともに、ゼロカーボンの実現に資する適正な再生可能エネルギー発電施設の導入を促進すること。
条例施行日 (予定)	令和9年4月1日(「保険又は共済の加入」に関する規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行) 予定
 ポイント	1 改正の目的・目標・手段 ①目的 ・市民の生命及び財産を守り、本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐとともに、ゼロカーボンの実現に資する適正な再生可能エネルギー発電施設の導入を促進すること。 ②目標・手段 ・条例改正により、地域と共生する適正な再生可能エネルギー発電施設の安定性及び継続性を担保します。 ・事業者の責任等を明確化するとともに、トラブルの未然防止・解決に資する規定の拡充等を行います。 2 主な改正項目 ①発電事業者の責務 ②保険又は共済の加入 ③費用の確保 ④維持管理及び保守点検 ⑤勧告 ⑥措置命令 ⑦定期報告 ⑧撤去の実施に関する計画等 ⑨事業廃止後の措置 3 条例改正の実現に伴う効果等 ①発電事業と地域との共生 ②発電施設及び事業区域の適正な維持管理/第三者損害への補償の担保 ③条例の実効性向上 ④発電事業終了に伴う撤去や処理・処分の適正化/事業廃止後の災害リスク低減
意見提出期間	令和8年9月25日(金) ～ 令和8年10月26日(月)
備考	

担当：環境政策課 再エネ共生係
 課長 穴戸 係長 富塚
 電話 024-525-3742(直通)

産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例制定に向け、
パブリック・コメントを実施しています。

環境部

廃棄物対策課

目指す姿	産業廃棄物処理施設の設置に関し、設置事業者と関係する住民等がお互いに理解を深めて合意形成を図り、関係地域の生活環境の保全に寄与すること。
条例施行日	令和8年12月下旬(公布の日から施行を予定)
	1. 条例で規定する主な内容 (1) 設置事業者と関係住民等の相互理解を深めるための手続き <設置事業者> ・関係住民等への事業計画等に関する説明会の開催を義務付けます ・関係住民が提出した意見書に対する見解書の市長への提出を義務付けます <関係住民等> ・事業計画等に対し、関係住民等が意見書を提出できる規定を設けます (2) 合意形成のためのしくみ ・設置事業者と関係住民等の合意形成が図られない場合、市の仲介による意見調整のしくみを設けます (3) その他 ・設置事業者と関係住民との環境保全協定締結を努力義務として規定します ・手続きを適正に行わない設置事業者に対し、市が勧告や公表を行うことが出来るよう規定します <条例制定後における産業廃棄物処理施設の設置許可手続の流れ> ※手続きは①から④の順に進み、①と③の段階で合意形成の手続を実施します。 ① 事業計画書に係る手続 ↓ ② 環境影響調査の実施 ↓ ③ 事前協議書に係る手続 ↓ ④ 法に基づく許可申請手続 ↓ 設 置 許 可 【条例で規定する合意形成手続①】 【当該条例の手続外】 【条例で規定する合意形成手続②】 【条例の手続後】
意見提出期間	令和8年9月25日(金) ～ 令和8年10月26日(月)
備 考	

担当：廃棄物対策課 指導係
課長 半澤 係長 三浦
電話 024-529-5266 (直通)